

マイナンバーカードで /

最大 **20,000** 円分の **マイナポイント** がもらえます!

令和4年1月からマイナポイント事業第2弾として、下記①を実施しています



「マイナンバーカード(数字4桁の暗証番号)」と「本人名義のキャッシュレス決済」が必要です。

	付与ポイント	ポイント申込およびポイント付与の開始時期
1 キャッシュレス決済の登録 登録したキャッシュレス決済を用いてチャージや買い物をすると、5,000円分(2万円の25%)のポイントが付与されます。	5,000円分のポイント	現在、申込可能 (キャッシュレス決済登録後、チャージやお買い物が必要)
2 健康保険証利用としての申し込み 医療機関や薬局にて、マイナンバーカードを健康保険証として利用することができます。	7,500円分のポイント	現在、申込不可 (国で6月ごろを予定)
3 公金受取用の口座の登録 公金受取用口座とは、国からの給付金などの支給時に活用される口座のことです。	7,500円分のポイント	

※マイナポイント事業第1弾(2年9月～3年12月)で、①のマイナポイントを5,000円分取得済みの人は、今回の①の5,000円分は対象外です。

ご自身で手続する場合は？

①スマホやPCから申し込む(マイナンバーカード読取機種が必要)

※専用のアプリやソフトのインストールが必要

②「マイナポイント手続スポット」で申し込む

※郵便局、一部の携帯ショップ・コンビニに設置してあるマルチコピー機など



手続方法は
こちら
(総務省HP)

(ご自身での手続が不安な人に)マイナポイント申込支援を行っています!

■開設時間 平日8時30分～16時45分

■開設期間 5年2月末終了予定

■必要なもの

マイナンバーカード(暗証番号)、本人名義のキャッシュレス決済

■注意点など

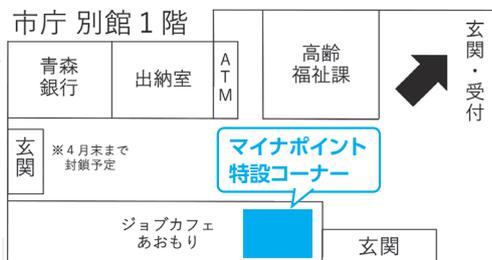
○ポイントの付与タイミングや有効期限に関する質問は、キャッシュレス事業者にお問い合わせください。

○未成年のマイナポイントは、法定代理人名義(親など)のキャッシュレス決済で申し込みが可能です。

○1つのキャッシュレス決済に複数人のマイナポイントを合算して付与することはできません。

4月から場所を移動します

※3月31日までは、本館1階
国保年金課奥で対応



☎【マイナポイント全般のご相談は、国のマイナポイント専用ダイヤル(無料)をご利用ください】

☎0120-95-0178(音声ガイダンスに従って「5番」を選択)

【マイナンバーカードの取得・申請】市民課☎43-2136

【マイナポイント申し込みのサポート】マイナポイント特設コーナー☎43-2159



マイナポイント
公式サイト
(総務省HP)